

函 総 災

令和6年(2024年)2月19日

報道機関各位

函館市総務部災害対策課長

大間原発建設差止訴訟 第31回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第31回口頭弁論が行われますので、お知らせします。
また、今回提出した準備書面については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第31回口頭弁論

1 日 時 令和6年2月26日(月) 15:00

2 場 所 東京地裁103号法廷

3 内 容 訴訟代理人が、準備書面にに基づき補足説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

準備書面(51) 令和6年能登半島地震を踏まえ、現時点においては地震について知識が十分でなく、その発生時期、規模、態様について、正確に予知する能力はないものであり、原子力発電所における基準地震動の策定等の対地震対策が不十分であることを主張するもの。

証拠説明書(49) 準備書面(51)に関する証拠を説明するもの。

準備書面(52) 能登半島の土地の隆起との類似性を指摘し、大間北方沖活断層についてのこれまでの主張を補充するもの。

証拠説明書(50) 準備書面(52)に関する証拠を説明するもの。

準備書面(53) 令和6年能登半島地震による被害状況を受けて、本市において大間原発事故を想定した実効性ある避難計画の策定およびこれを実行し得る体制を整備することは不可能であり、存立維持権が侵害されると主張するもの。

証拠説明書(51) 準備書面(53)に関する証拠を説明するもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 長野

0138-21-3676